

政令第 号

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第三項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成十四年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表新宿駅周辺地域の項中「東京都市計画道路幹線街路放射第六号線の北側端線に相当する線」を「都道新宿両国線及び都道東京所沢線」に改め、同項地域の欄に次のように加える。

東京都渋谷区の区域のうち、千駄ヶ谷五丁目と代々木二丁目との境界線と新宿区と渋谷区との区界線との交会点を起点とし、順次同区界線、都道四谷角筈線の西側端線、北緯三五度四一分一六秒・三一東経一三九度四一分五六秒・九二の地点から北緯三五度四一分一六秒・六五東経一三九度四一分五八秒・五四の地点まで、同地点から北緯三五度四一分一五秒・二〇東経一三九度四一分五八秒・八九の地点まで及び同地点から北緯三五度四一分一五秒・五八東経一三九度四二分〇秒・六七の地点までそれぞれ引いた線並びに

千駄ヶ谷五丁目と代々木二丁目との境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域

第一条の表横浜山内ふ頭地域の項地域の欄を次のように改める。

横浜市神奈川区の区域のうち、北緯三五度二八分二〇秒・二二東経一三九度三八分一六秒・七六の地点を起点とし、順次同地点から北緯三五度二八分一九秒・六三東経一三九度三八分一五秒・九四の地点まで、同地点から北緯三五度二八分一九秒・一四東経一三九度三八分一五秒・三七の地点まで、同地点から北緯三五度二八分一八秒・九〇東経一三九度三八分一五秒・二〇の地点まで、同地点から北緯三五度二八分一八秒・六二東経一三九度三八分一五秒・一〇の地点まで、同地点から北緯三五度二八分一七秒・八分一八秒・二四東経一三九度三八分一四秒・九〇の地点まで、同地点から北緯三五度二八分一七秒・九四東経一三九度三八分一四秒・七七の地点まで、同地点から北緯三五度二八分一六秒・五七東経一三九度三八分一五秒・三八の地点まで、同地点から北緯三五度二八分一五秒・四四東経一三九度三八分一二秒・九三の地点まで、同地点から北緯三五度二八分一五秒・五九東経一三九度三八分一二秒・六三の地点まで、同地点から北緯三五度二八分一五秒・一八東経一三九度三八分一二秒・三七の地点まで、同地点から北緯三五度二八分七秒・一六東経一三九度三八分一六秒・四〇の地点まで、同地

点から北緯三五度二八分六秒・九七東経一三九度三八分一六秒・九四の地点まで、同地点から北緯三五度二八分六秒・六七東経一三九度三八分一七秒・二一の地点まで、同地点から北緯三五度二八分七秒・二五東経一三九度三八分一八秒・三六の地点まで、同地点から北緯三五度二八分三秒・六三東経一三九度三八分二〇秒・一五の地点まで及び同地点から北緯三五度二八分四秒・四〇東経一三九度三八分二二秒・四四の地点までそれぞれ引いた線、海岸線並びに北緯三五度二八分五秒・八八東経一三九度三八分二二秒・五六の地点から北緯三五度二八分六秒・〇六東経一三九度三八分二三秒・三一の地点まで、同地点から北緯三五度二八分六秒・二九東経一三九度三八分二三秒・三四の地点まで、同地点から北緯三五度二八分七秒・四四東経一三九度三八分二三秒・三五の地点まで、同地点から北緯三五度二八分八秒・四三東経一三九度三八分二三秒・一四の地点まで、同地点から北緯三五度二八分八秒・五七東経一三九度三八分二三秒・〇八の地点まで、同地点から北緯三五度二八分九秒・一四東経一三九度三八分二二秒・八五の地点まで、同地点から北緯三五度二八分一六秒・三一東経一三九度三八分一九秒・二五の地点

まで、同地点から北緯三五度二八分一六秒・六〇東経一三九度三八分一九秒・六四の地点まで、同地点から北緯三五度二八分一九秒・一二東経一三九度三八分一八秒・三二の地点まで及び同地点から起点までそれぞれ引いた線を経て起点に至る線で囲まれた区域

第一条の表横浜都心・臨海地域の項中「」の区域並びに「」を「」の区域、「」に改め、「定める区域」の下に「並びに市道高島台第二百九十五号線（国際橋の区域に限る。）の区域」を加え、「海岸通五丁目並びに北仲通五丁目及び六丁目の区域並びに本町五丁目及び六丁目の区域（一般国道百三十三号線以北の区域に限る。）」を「海岸通、北仲通、本町、元浜町、南仲通、弁天通、太田町、相生町、住吉町、常盤町、尾上町、真砂町、港町、羽衣町（一般国道十六号線以南の区域に限る。）」、蓬萊町、万代町、不老町及び翁町の区域、扇町一丁目から三丁目までの区域（市道山下高砂線以北の区域に限る。）、「長者町二丁目から五丁目までの区域（市道横浜駅根岸線以东の区域に限る。）」、新港一丁目及び二丁目、日本大通、横浜公園及び山下町の区域、山手町及び元町の区域（市道山下町第八十四号線以北の区域に限る。）並びに市道高島台第二百九十五号線（国際橋及び新港橋の区域に限る。）の区域」に改め、同表本厚木駅周辺地域の項の次に次のように加える。

<p>福井駅周辺地域</p>	<p>福井市の区域のうち、大手二丁目及び三丁目、中央一丁目、日之出一丁目（市道東部二―七号線の北側端線以北の区域を除く。）及び二丁目（一番、二番、八番、九番、十二番及び十三番に限る。）並びに手寄一丁目（一番から十五番まで及び二十番に限る。）の区域並びにこれらの区域に介在する道路の区域</p>
<p>堺東駅西地域</p>	<p>堺市堺区の区域のうち、北花田口町一丁から三丁まで、南花田口町一丁及び二丁、北瓦町一丁及び二丁、中瓦町一丁及び二丁、南瓦町（市道翁橋三号線の中心線以西の区域を除く。）並びに三国ヶ丘御幸通（四十九番、五十九番一、七十七番二、八十一番二、八十三番から八十五番まで及び八十六番二並びに北緯三四度五七分三一秒・九四東経一三五度四分四三秒・〇七の地点を起点とし、順次市道三国ヶ丘御幸通南三国ヶ丘一号線の中心線並びに南瓦町、新町、一条通、五月町、榎元町二丁及び榎元町一丁と三国ヶ丘御幸通との境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域を除く。）の区域</p>
<p>堺臨海地</p>	<p>堺市堺区の区域のうち、北緯三四度三六分三秒・三六東経一三五度二六分五九秒・四七の</p>

第一条の表堺鳳駅南地域の項、堺東駅西地域の項及び堺臨海地域の項を次のように改める。

<p>堺鳳駅南 地域</p>	<p>域</p>
<p>堺市西区の区域のうち、鳳東町一丁から五丁まで、鳳南町一丁から四丁まで及び上（府道大阪和泉南線の東側端線と鳳南町五丁と上との境界線との交差点を起点とし、順次同境</p>	<p>地点を起点とし、順次同地点から北緯三四度三六分三秒・八三東経一三五度二六分五七秒・八八の地点まで、同地点から北緯三四度三六分三秒・六九東経一三五度二六分五七秒・八二の地点まで及び同地点から北緯三四度三六分六秒・七〇東経一三五度二六分四七秒・六五の地点までそれぞれ引いた線、海岸線、北緯三四度三五分五七秒・一〇東経一三五度二六分一九秒・一九の地点から北緯三四度三五分二三秒・五〇東経一三五度二六分四秒・六五の地点まで引いた線、海岸線並びに北緯三四度三五分二五秒・六一東経一三五度二六分三六秒・一〇の地点から北緯三四度三五分二六秒・六二東経一三五度二六分三五秒・五七の地点まで、同地点から北緯三四度三五分三九秒・四〇東経一三五度二六分四一秒・一〇の地点まで、同地点から北緯三四度三五分三七秒・三〇東経一三五度二六分四八秒・一九の地点まで及び同地点から起点までそれぞれ引いた線を経て起点に至る線で囲まれた区域</p>

界線、鳳南町四丁及び鳳南町三丁と上との境界線、堺市と高石市との境界線、六百五十一番一と六百五十四番一との間の道路の南側端線並びに府道大阪和泉泉南線の東側端線を経て起点に至る線で囲まれた区域に限る。）の区域

第一条の表守口大日地域の項中「まで、」を「まで及び」に、「大日東町」を「の区域並びに大日東町」に改め、「市道梶一号線」及び「市道梶二号線」の下に「の南側端線」を加え、「以北の区域に限る」を「の南側端線以南の区域を除く」に改め、同表岡山駅周辺・表町地域の項の次に次のように加える。

広島紙屋 町・八丁	広島市中区及び南区の区域のうち、市道南一区十二号線と猿猴川との交差点を起点とし、順次同河川、市道南一区駅前吉島線の西側端線、市道南三区中広宇品線、市道南三区三号線、市道南三区七号線、市道中一区百五号線、市道中一区九十一号線、市道中一区百八号線、市道中一区九十八号線、市道中一区中広宇品線、一般国道五十四号線、市道中一区八十八号線の北側端線及び同線を延長した線、旧太田川、一般国道百八十三号線、市道中一区二百十五号線、市道中一区二百七十三号線、市道中一区二百七十四号線、一般国道五十四号線、市道中一区二百五十六号線、市道中一区御幸橋三篠線、市道中一区駅前吉島線、
堀地域	

市道中一区比治山庚午線、市道中一区百三十九号線、市道中一区百六十六号線、市道中一区百四十四号線、市道中一区百五十九号線、市道中一区百四十二号線、市道中一区百五十三号線、市道中一区百四十三号線、市道中一区百四十七号線、市道中一区百三十四号線、市道中一区百四十六号線、市道南三区十四号線、市道南三区二十五号線、市道南三区二十七号線、市道南三区九号線並びに市道南一区十二号線を経て起点に至る線（河川又は市道南一区駅前吉島線及び市道中一区八十八号線以外の道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域

第一条の表備考第一号中「、大阪コスモスクエア駅周辺地域、堺鳳駅南地域、堺臨海地域及び守口大日地域」を「及び大阪コスモスクエア駅周辺地域」に改め、同表備考第二号中「、横浜山内ふ頭地域」を削り、同表備考第四号中「、堺東駅西地域」を削り、同表備考第七号中「、新宿駅周辺地域」及び「、横浜都心・臨海地域」を削り、同表備考に次の一号を加える。

十二 新宿駅周辺地域、横浜山内ふ頭地域、横浜都心・臨海地域、福井駅周辺地域、堺東駅西地域、堺臨海地域、堺鳳駅南地域、守口大日地域及び広島紙屋町・八丁堀地域 平成三十年六月二十四日

第二条の表横浜都心・臨海地域の項地域の欄に次のように加える。

横浜市中区の区域のうち、常盤町一丁目（市道新港第六十三号線及び市道山下町第十五号線以南の区域に限る。）、尾上町一丁目から三丁目まで、真砂町一丁目から三丁目まで、港町一丁目から三丁目まで、羽衣町（一般国道十六号線以南の区域に限る。）、蓬萊町、万代町、不老町及び翁町の区域、扇町一丁目から三丁目までの区域（市道山下高砂線以北の区域に限る。）、長者町二丁目から五丁目までの区域（市道横浜駅根岸線以東の区域に限る。）並びに横浜公園の区域

横浜市中区の区域のうち、北緯三五度二六分四二秒・四四東経一三九度三九分六秒・六七の地点を起点とし、順次同地点から北緯三五度二六分三九秒・四一東経一三九度三九分四秒・三〇の地点まで引いた線、市道山下本牧磯子線の中心線、市道山下町第三十八号線の西側端線、市道山下町第八十一号線の西側端線、市道山下町第八十二号線の西側端線、市道新港第七十九号線の南側端線、市道山下町第八十四号線の西側及び南側端線、新山下一丁目と山手町及び山下町との境界線並びに海岸線を経て起点に至る線で囲まれた区域

第二条の表備考第一号中「横浜都心・臨海地域、」を削り、同表備考に次の一号を加える。

五 横浜都心・臨海地域 平成三十年六月二十四日

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

都市再生緊急整備地域として新たに福井駅周辺地域及び広島紙屋町・八丁堀地域を定める等の必要があるからである。